

動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件 新旧対照表
○動物用生物学的製剤検定基準（平成 14 年 10 月 3 日農林水産省告示第 1568 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤）の部</p> <p>牛コロナウイルス感染症（アジュバント加） 不活化ワクチン（シード）</p> <p>（略）</p> <p><u>牛疫生ワクチン（シード）</u></p> <p><u>動生剤基準の牛疫生ワクチン（シード）の 3.4.6 に規定するところにより、試験を行うものとする。</u></p> <p>以下（略）</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤）の部</p> <p>牛コロナウイルス感染症（アジュバント加） 不活化ワクチン（シード）</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>以下（略）</p>